国民健康保険だより

【問い合わせ】町民課国保医療係 ☎ 85-6130

◆上手な医療のかかり方（適正受診のすすめ）

町民の皆さんが安心して医療機関を受診できる体制を維持するために、知っていただきたいことがあります。「適正受診」とは、医療機関への医療のかかり方を見直すことで、安定した地域の医療提供を目指すことです。

1．かかりつけ医をもちましょう

かかりつけ医とは、「健康に関することを何でも相談できる上、必要な時には専門の医師・医療機関を紹介してくれる、身近で頼りになる地域のお医者さん」のことです。日頃の状態をよく知っているかかりつけ医であれば、ちょっとした体調の変化にも気づきやすいため、病気の予防や早期発見、早期治療が可能になります。

2．夜間休日の体調不良時の相談先を知りましょう

夜間休日では多くの医療機関が時間外となっており、かかりつけ医を受診できないこともあります。夜間休日の体調不良に備え、事前に相談先を確認しましょう。

山形県救急電話相談窓口（年齢によって相談窓口が異なります）
相談時間 ▸18：00 ～翌朝８：00（土・日・祝日も対応）

小児救急電話相談（15 歳未満の方）
＃ 8000 または☎ 023-633-0299

大人の救急電話相談（15 歳以上の方）
＃ 7119 または☎ 023-633-0799

長井西置賜休日診療所（長井市ままの上７番 10 号） ☎ 0238-84-5799
診療日 ▸ 毎週日曜、祝祭日、年末年始（土曜日は診療していません）
受付時間 ▸ 8：30 ～ 11：30、13：00 ～ 16：30（急患は昼休みでも受け付けます）

◆医療費通知（年間分）をお送りします

国民健康保険に加入されている方に、令和７年 11 月から令和８年 10 月診療分までの年間の医療機関受診の状況や、医療費負担の状況をご確認いただける「国民健康保険の医療費のお知らせ」をお送りします。

このお知らせは、確定申告時の医療費控除の添付書類としても利用できますので医療費控除を申告される予定の方はなくさないように大切に保管しておいてください。

令和８年分の医療費控除は、令和８年の１月から 12 月までに支払った医療費の負担が対象になりますが、医療費通知（年間分）には、 令和８年 10 月診療分までしか記載されません。令和８年 11 月、12 月支払い分については医療機関から発行される領収書により確認し、医療費通知に記載された医療費負担額に加算していただく必要があります。

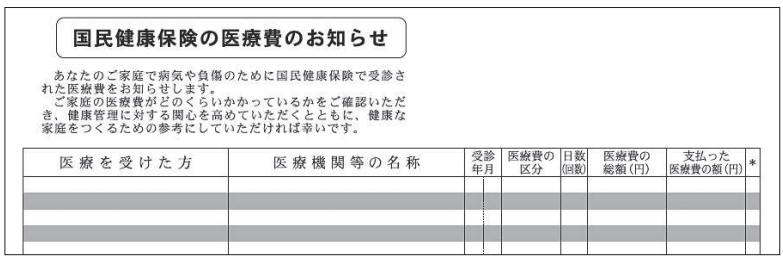

国民健康保険の医療費のお知らせ

あなたのご家庭で病気や負傷のために国民健康保険で受診された医療費をお知らせします。
ご家庭の医療費がどのくらいかかっているかをご確認いただき、健康管理に対する関心を高めていただくとともに、健康な家庭をつくるための参考にしていただければ幸いです。

医療を受けた方	医療機関等の名称	受診年月	医療費の区分	日数(回数)	医療費の総額(円)	支払った医療費の額(円)	*

医療費通知（年間分）は、令和９年１月下旬の発送を予定しております。

国民年金からのお知らせ

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。控除の対象となるのは、令和８年１月１日から12月31日まで納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納した保険料も対象です。

また、ご自身の保険料だけではなく、ご家族（配偶者やお子さまなど）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、令和８年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、日本年金機構から送付される社会保険料（国民年金保険料）控除証明書や領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要になります。

●送付時期

	送付方法	送付時期
令和8年1月1日から令和8年9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方	電子送付	10月中旬～下旬にかけて順次
	郵送	10月下旬～11月上旬にかけて順次
令和8年10月1日から令和8年12月31日までの間に国民年金保険料を納付した方	電子送付	令和９年１月下旬から順次
	郵送	令和９年２月上旬

今年度の白鷹会場の移動相談は、令和８年12月16日（水）と令和９年３月17日（水）の２回です。
お申し込みは、米沢年金事務所☎0238-22-4220（自動音声「１」→「２」を選択）までお願いします。



国民年金保険料の育児免除制度がはじまりました

国民年金第１号被保険者（自営業者・農業者・アルバイト・無職など）も育児で保険料が免除される制度です

- ■対象者 ▶ お子さま（実子・養子）を育てている方（父母・養父母）
- ■対象期間 ▶ お子さま（実子・養子）が１歳になる誕生月の前月まで
- ■届出時期 ▶ 出産予定日の６カ月前からできます。出産後の届出はいつでも可能
- ■メリット ▶ 将来の年金額は、納付した場合と同じように反映されます。

申請はスマホでOK！電子申請が簡単・便利

- ■基本的に、書類を添える必要はありません。
- ■スマホで24時間365日、電子申請できます。

日本年金機構特設ページ
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ikujimenjo.html

マイナポータル（電子申請）はこちら
https://myna.go.jp



【問い合わせ】白鷹町町民課戸籍年金係　☎85-6129